志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　第１１回定例教育委員会

１．招集年月日　　平成３０年１１月１３日（火）

１．開催年月日　　平成３０年１１月２０日（火）

１．開催場所　　志摩市役所４階４０５会議室

１. 招集をした者　　筒井　晋介

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した職員　　教育委員会事務局教育部長　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼教育総務課長　　　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局学校教育課長　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

１．傍聴人　　０名

１．事　　項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  日程第　６  日程第　７  日程第　８  日程第　９  日程第１０  日程第１１  日程第１２  日程第１３  日程第１４  日程第１５ | | 開会時間　９時００分  会議録署名委員の指名　　３番　　山下　委員  教育委員会　　平成３０年第１０回定例会会議録の承認について  教育長報告  議案第４５号　志摩市総合教育センター設置条例（案）について  議案第４６号　志摩市総合教育センター設置条例施行規則（案）について  議案第４７号　志摩市適応指導教室実施要綱（案）について  議案第４８号　志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部改正（案）  　　　　　　　について  議案第４９号　志摩市教育委員会公印規則の一部改正（案）について  議案第５０号　臨時的任用職員の取扱いに関する規則の一部改正（案）について  議案第５１号　志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  　　　　　　　（案）について  議案第５２号　志摩市就学指導委員会規則の一部改正（案）について  議案第５３号　志摩市立小中学校学習研修補助金交付要綱の一部改正（案）について  議案第５４号　平成３０年度一般会計補正予算（第５号）（案）について  議案第５５号　指定管理者の指定について  その他協議・報告案件について  　　　①各課からの報告  　　　②その他  閉会時間　１０時４０分 | | |
|  | |  | | |
| 教育長  **日程第１**  教育長  山下委員  **日程第２**  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  各委員  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第６**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第７**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第８**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第９**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１０**  筒井教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１１**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第１２**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１３**  教育長  事務局  教育長  事務局  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１４**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１５**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  教育長  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  教育長  各委員  教育長  委員からの意見  教育長  委員からの意見  事務局  委員からの意見  教育長 | | 定刻となりました。ただいまより平成３０年第１１回の定例教育委員会を始めます。  事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。  **会議録署名委員の指名**  **議　事　の　大　要**  日程第１です。会議録署名委員の指名を行います。  会議録署名委員は、３番山下委員を指名します。よろしくお願いします。  はい。よろしくお願いいたします。  **平成３０年第１０回定例会会議録の承認について**  日程第２、平成３０年第１０回定例会会議録の承認について、御異議はございませんでしょうか。  （「異議ございません」の声あり）  異議なしと認めます。したがって、本会議録は承認されました。  **教育長報告**  次に進めます。日程第３、教育長報告をさせていただきます。  １０月２４日です。水産高等学校の活性化協議会第２回目が行われました。かねてから申し上げておりますように、水産高校の今年度の入学生というのは定員８０名、専攻科６名、８６名の体制で今年度がスタートしています。その中で、いろいろな上半期の報告があったわけですが、先生方の子どもへの深いかかわりやら補習授業等々、資格を取らせるための時間外を忘れてのすばらしい取り組みが今年も展開されていることに関心を示しました。かねてより、実習船のしろちどりが故障をしまして、航海等がうまくいかないという状況があったわけですが、県のほうから何か支援策はないのかという話を去年から私のほうからも随分させていただきましたよね。しろちどりを新しい船にするか、あるいは改造するかどっちかでめどが立っているというお話が県のほうからもありました。  それから、１０月２６日と１１月２日に研究発表会。今年度最後の志摩市授業研究指定校の発表会が２校行われました。それぞれ非常に子どもたちは落ちついた状況で皆さんやっている。みんなそれぞれの課題を持ちながら真剣に取り組んでいる姿、とりわけ磯部小学校の子どもたちの姿には関心させられました。掲示物も非常に工夫をされていますし、掲示物が剥がれ落ちていたり、あるいはそのままになっているというようなこともほとんど見られない。循環よく掲示物も掲示されており、何よりも授業に望むこどもの態度、その様子もすばらしいなと思いました。よく発言するというのも子どもの活動の一つですけれども、私は前のほうで、子どもの表情や反応を細かく見るようにしています。子どもの表情や態度や顔を見てわかったというような表情、集中しているときの表情、それを写真におさめているという林竹二という有名な教育学者がいらっしゃいました。林竹二さんとともに研究をつんできた、一緒に活動してきたカメラマンがいるわけです。そのカメラマンが林竹二さんとともに子どもの授業中の表情を懸命に追い続けていた、そんなことがありました。  林竹二さんというのは湊川高校という高等学校がありまして、その高等学校へ授業行脚をしていました。宮城教育大の学長をされた方で、すばらしい実践を積まれてきた方です。小中学校、あるいは高等学校の実践はないんですが、そういう形で子どもたちを支援してきた方ですね。  それから、校長会のほうから人事に関すること、予算に関することの要望会がありました。原資には限りがありますが、一生懸命やらせていただきたいという話をしましたし、人事面についても学校数が減り、過員状況は変わりがないという状況の中で、また来年度に向けての人事があるわけです。その辺、校長としても志摩市全体のことを考えながら協力してほしいというお願いや自分の学校のことだけではなしに、全体のことを考えてやってほしいというような話もさせていただきました。  それから、１１月８日に第３回の市町等教育長会議（南勢志摩地域）、濵口委員さんも御一緒していただいたわけですが、県教委スタッフと教育長会が話し合いをするという会議でございました。  学習状況調査についてのお話とセットで自尊感情についての話がありました。学力学習状況調査の点数を何とか上げたいという姿勢が色濃く目立っていたわけですが、自己肯定感と学力との相関関係も大事にしながら、自己肯定感を高めるための取り組み、それも同じように大切です。むしろ学力を支えるもの、ここでいつも論議があるように、教育委員さんもよく言われるような自己肯定感を育むような取り組み、興味や関心や意欲や態度やそういったものと学力とのクロス、それを考えるようになってきている。それは県教委としても一歩前進をしているのかなという印象を受けました。  志摩の地域の文化資源の活用と考え方ということで、丁野朗さんという方に来ていただきまして、その方の講演を聞いてきました。１１月１９日です。その中で物の見方ということで、巨視的な見方、鳥観図的、俯瞰的見方の大事さみたいな、これは文化の側面からそういったお話があったわけですが、これは子どもの見方でも同じことが言えるんです。そういう理解の仕方が必要であるという話が特に印象に残りました。  １１月１９日の市議会全員協議会が終わりました。教育に関する内容はたくさんあったわけですが、とりわけ総合教育センターでしっかりした資料を、今まで準備委員さんたちの協力を得ながら我々スタッフがつくり上げたものです。それについて大変すばらしいというお褒めの言葉をいただきました。「すばらしい、よくここまで仕上げたね。」という印象を述べられる議員さん方も何名かいました。確実に議員さんの方々の合意形成が埋まったなという印象を受けました。足りない部分についてはこれからさらに煮詰めながら、４回目、５回目までの準備委員会でさらに４月1日スタートに向けて、積み上げていきたいなという思いを持ちました。以上です。  質問があればどうぞ。  （特になし）  ないようですので、次へ進みます。  **議案第４５号　志摩市総合教育センター設置条例（案）について**  日程第４です。議案第４５号　志摩市総合教育センター設置条例（案）についてを議題とします。本案につきまして事務局から説明を求めます。  学校教育課です。よろしくお願いします。  議案第４５号　志摩市総合教育センター設置条例（案）について御説明させていただきます。  前回の教育委員会で説明させていただきましたけれども、総合教育センターの設立にかかわりまして、センター設置条例を含めた関連する例規についての整理が必要ということで、１０月３１日に開催されました法例審査委員会におきまして審査を受け、今回定例教育委員会で御承認いただくということで挙げさせていただいております。  内容につきましてはおおむね前回説明したとおりですけれども、法例審査委員会の指摘を受けまして変更がございますので、その部分について説明させていただきます。３ページをごらんください。  前回、説明させていただいた際には、設置条例の第１条の条文の括弧書きに志摩市教育とありましたけども、これを志摩市の教育というふうに「の」という文字を入れさせていただいております。  それから第８条ですけれども、こちらが前回は委任ということで記載させていただいておりましたけれども、これを第９条に条下げしまして第８条には運営委員会というのを追加させていただいております。これは志摩市総合教育センター運営委員会の設置についてですけれども、前回の説明の中では後で出てきます、志摩市総合教育センター設置条例施行規則のほうに定めておったんですけれども、附属機関の設置の根拠については条例で定めるものということでございますので、この第８条に運営委員会の設置を定めております。  以上、変更点になるんですけれども、条例制定につきましては議会の承認が必要ということですので１２月議会へ上程させていただいております。施行につきましては平成３１年４月１日施行ということでございます。以上です。御承認のほうよろしくお願いします。  質疑はございませんか。  （特になし）  質疑はないようです。では、採決に移ります。  議案第４５号につきまして、承認される方は挙手を求めます。  （全員挙手）  全員挙手ということで、議案第４５号は可決されました。  **議案第４６号　志摩市総合教育センター設置条例施行規則（案）について**  続きまして、日程第５、議案第４６号に入っていきます。志摩市総合教育センター設置条例施行規則（案）についてを議題といたします。  事務局から説明を求めます。学校教育課長。  学校教育課です。  議案第４６号　志摩市総合教育センター設置条例施行規則（案）につきまして、説明させていただきます。６ページからごらんください。  志摩市総合教育センター設置条例施行規則につきましても前回報告させていただいておりますけれど、大きく変更した箇所がございますので御説明をいたします。  まず、第２条なんですけれどもこちらのほうに職員という項目を位置づけております。ここでセンター長以外の職員の配置について定めております。  それから第３条の職員の任務でございますけれども、文中に志摩市教育委員会（以下「教育委員会」）というのがあったんですけれども、それを第２条のほうの７号におきまして教育委員会という記述が既にございましたことからこれらを入れかえまして、第２条の７号の教育委員会を志摩市教育委員会（以下「教育委員会」）という書き方にかえさせていただいて、第３条を教育委員会に変更しております。先の条のほうで、以下何々という言葉を述べさせていただいております。  それから第４条につきましては、第１項で志摩市総合教育センター運営委員会の設置をうたっておりましたが、これについては先ほど説明させていただいたとおり条例のほうに定めておりますので削除しております。  第４条以降につきましては前回お示しさせていただきました志摩市総合教育センター運営委員会運営要綱（案）というのがあったんですけれど、その内容を施行規則のほうに統合させていただいて本規則に定めるようにしております。そのため、前回示させていただきました志摩市総合教育センター運営委員会運営要綱につきましては取り下げさせていただきたいと思います。内容につきましては、その運営委員会の要綱の内容が以後ずっと記述してございます。施行につきましては平成３１年４月１日となってございます。以上です。御承認のほどよろしくお願いします。  はい。説明はありましたが、質疑はないでしょうか。  （特になし）  質疑はないようです。では、採決に移ります。議案第４６号につきまして、承認される方は挙手を願います。  （全員挙手）  はい、全員挙手ということで、議案第４６号は可決されました。  **議案第４７号　志摩市適応指導教室実施要綱（案）について**  日程第６、議案第４７号　志摩市適応指導教室実施要綱（案）についてを議題とします。  ということで、事務局からの説明を求めます。  学校教育課です。  それでは志摩市適応指導教室実施要綱（案）につきまして御説明申し上げます。１０ページをごらんください。  こちらにつきましては前回から示させていただいたものから変更がございます。１１ページになりますけれども、第６条に前回の記述におきましては始まりのところで第５条の事業を実施という書き方でございましたけれども、この第５条というところを前条ということで変更しております。  それから第８条につきまして括弧書きで開級時間等とありましたが、この等をとり開級時間と変更させていただいております。条文のほうにつきましても前回のものでは通級時間という記述でございましたが、ここを開級時間と変更させていただいております。  続いて、附則の２ですけれども要綱の後の括弧書きのところですが、前回示した中では平成２８年３月１４日と始まっていましたけれども、この部分を平成２８年というところでとめております。  それから様式の第２号（第９条関係）ですが、裏面の通級方法の箇所で括弧書きの中の文言をかえさせていただいております。それから２行目、３行目にも括弧書きでその他通級方法について御連絡等があれば御記入くださいという言葉を追加させていただいております。  以上が変更箇所になります。施行につきましては平成３１年４月１日施行となります。以上です。御承認のほどよろしくお願いします。  説明がありましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。  はい、どうぞ。  細かいところですが、１６ページの志摩ふれあい教室入級申請書の中で、児童生徒、保護者、住所とありますけれど、この保護者の欄が少し小さくなっているのが気になったのですけれど、名前、学年、保護者の名前のところも同じ幅のほうがいいのかなと思います。枠の大きさを合わせておいていただいたらと思います。  分かりました。志摩ふれあい教室入級申請書の表につきましても、保護者の欄を広げるということで対応させていただきます。  よろしいか。ほかにはないようですので、採決します。承認される方は挙手をお願いします。  （全員挙手）  全員挙手ということで、議案第４７号は可決されました。  **議案第４８号　志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部改正（案）について**  次へ進みます。日程第７です。  議案第４８号　志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部改正（案）についてを議題とします。事務局より説明を求めます。  教育総務課です。よろしくお願いいたします。  志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則ということです。資料は１９ページから２６ページまでです。  説明につきましては２３ページの新旧対照表をごらんください。  まず変更につきましては第２条の次の課、及び係のところに、課の次に点、室を入れさせていただいております。  次に第２条第２号の中にウの下にエで、総合教育センター管理係というのを新たに追加をさせていただいております。  次の第３号で生涯学習スポーツ課の中のエで国体推進係というのが今まであったんですが、これを削っております。その関係でオをエにかえて、カをオに変更させていただいております。  その次に４号で、国体推進室というのを新たに設置させていただいております。国体推進室の中にアで総務企画係とイで競技係という２つの係を入れさせていてだいております。  次に第４条でこの文言の中で事務局に部長の次、カの次に及び室（以下「課」）に変更させていただいております。次に課長の後に、または室長で以下課という形の文言を新たに追加させていただいております。  第４条第２項の中で必要があるときは事務局に調整監をその次の課のところに等を入れさせていただいております。  続きまして別表第３です。先ほど言いましたように、学校教育課の中に総合教育センターで、総合教育センター管理係を追加させていただきまして１号から７号までの事務を行っていくということでございます。  生涯学習スポーツ課につきましては、生涯学習スポーツ課の中にありました国体推進係を削りまして新たに生涯学習スポーツ課の下に国体推進室というものをつけ加えさせていただいております。先ほど言いましたように、総務企画係と競技係の２係を設置して、それぞれ次の号の業務をしていただくということでの変更をさせていただいています。こちらにつきましては、昨日の議会全員協議会の中で御指摘もありました部分でして、総合教育センター管理係というものについて係ということでいいのかということを御指摘いただいております。これにつきましては再度検討をさせていただきますということにしておりますので、きょう、こういう形で出させていただきましたが、この後、検討をさせていただいた中で変更が生じる可能性もあります。またその際には御報告をさせていただきますということで、御了解をいただきたいと思います。このままであれば今日の承認の中で済ませていただければと思うのですが、この規則につきましては３１年４月１日から施行するということでよろしくお願いします。  以上、説明がありましたが、質疑はございませんでしょうか。  きのうの全員協議会の内容も踏まえた上で一部異議を唱える方々も見えましたので、さらにそれをもとに検討を加え、最終的なものを出してそれを議会で承認を願うという道筋になっていると思うんです。だからかわる可能性もまだあるということで提案がございました。  よろしいでしょうか。  （「はい」の声あり）  質疑がないようですので採決に移ります。  議案第４８号につきまして、承認される方は挙手願います。  （全員挙手）  はい、挙手全員です。  したがいまして、議案第４８号は可決されました。  **議案第４９号　志摩市教育委員会公印規則の一部改正（案）について**  日程第８に進めてまいります。  議案第４９号　志摩市教育委員会公印規則の一部改正（案）についてを議題とします。それでは、事務局から説明を求めます。  学校教育課です。それでは、議案第４９号　志摩市教育委員会公印規則の一部改正（案）について説明させていただきます。  これについては、前回の教育委員会の説明では、総合教育センターの開設に伴いまして、志摩市教育支援センター長印を廃止しまして、総合教育センター長員を定めるとしておりました。その総合教育センター長印につきましては、センター長の位置づけとかということで議論されまして、このセンター長の印の必要性について再度検討させていただいたところ、総合教育センター長印については設置しないものということで対応させていただきます。ただ、先ほど内部組織の規則の一部改正のお話の中にもありましたけれども、これについて内部組織の検討を再度していくというような状況でございますので、現在の状況の中で合わせる形でセンター長印については前回あげさせていただきましたけどもそこの部分を削除させていただくということで、この一部改正では志摩市教育支援センター長印についての廃止のみの改正ということで提示させていただいております。こちらについても施行は平成３１年４月１日ということでございます。以上です。御承認のほどよろしくお願いいたします。  説明がありましたが、質疑はないでしょうか。  （特になし）  質疑はないようです。では採決に移ります。  議案第４９号につきまして、承認される方は挙手を求めます。  （全員挙手）  はい、全員挙手ということで、議案第４９号は可決されました。  **議案第５０号　臨時的任用職員の取扱いに関する規則の一部改正（案）について**  日程第９に入っていきます。  議案第５０号　臨時的任用職員の取扱いに関する規則の一部改正（案）についてを議題とします。それでは、事務局より説明を求めます。  学校教育課です。議案第５０号　臨時的任用職員の取扱いに関する規則の一部改正（案）について御説明申し上げます。資料をごらんください。  この一部改正（案）につきましては、臨時的任用職員の給与を身分の取扱い等に関し必要な事項を定めた規則でございますけれども、総合教育センターの職員である総合教育センター教育相談員、それから総合教育センター長を追記するものでございます。  もう一つ、総合教育センター情報教育支援員というものを追記しております。中身につきましては前回報告させていただいたものとかわってはございません。これにつきましてもセンター長というところの位置づけをうたっておるわけですけれども、先ほどからこの内部組織に関する規則のほうでの検討を言われている中で、この辺の位置づけについても現状のものとして示させていただいているところで御了解をいただきまして、御承認のほどお願いしたいと思います。平成３１年４月１日施行ということでございます。どうぞよろしくお願いします。  説明はありましたが、質疑はございませんでしょうか。  （特になし）  質疑がないようです。よろしいですね。では、採決に移ります。  議案第５０号につきまして、承認される方は挙手を願います。  （全員挙手）  はい。全員挙手ということで、議案第５０号は可決されました。  **議案第５１号　志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）について**  日程第１０に進めてまいりたいと思います。  日程第１０、議案第５１号　志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）についてを議題とします。それでは事務局より説明を求めます。  議案第５１号　志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）について説明させていただきます。  こちらの一部改正についてですけれども、志摩市総合教育センター設置条例第８条の規定によりまして、志摩市総合教育センター運営委員会を設置するということに伴い、運営委員会の委員の報酬及び費用弁償について定めるものでございます。こちらについても金額等と前回も御説明させていただいたものとかわりなくお伝えさせていただいております。３６ページのとおりでございます。施行につきましては平成３１年４月１日ということですので、どうぞよろしくお願いいたします。  質疑はございますか。  （特になし）  質疑なしと認めます。では、採決に移ります。  議案第５１号につきまして承認される方は、挙手を求めます。  （全員挙手）  全員挙手ということで、議案第５１号は可決されました。  **議案第５２号　志摩市就学指導委員会規則の一部改正（案）について**  日程第１１に入っていきます。  日程第１１　議案第５２号　志摩市就学指導委員会規則の一部改正（案）についてを議題といたします。では、事務局から説明を求めます。  議案第５２号　志摩市就学指導委員会規則の一部改正（案）について御説明申し上げます。  ４０ページからの新旧対照表で御確認いただきたいと思います。  就学指導委員会規則につきましては、早期からの教育相談支援や就学先決定時のみということではなく、その後の一貫した支援についても助言を行っていくという観点から今回まず第１条に就学指導という部分につきまして指導という言葉をとらせていただいております。それから第２条につきましても指導条件というところの指導という言葉を削除させていただきまして、一貫した支援という意味合いを強めております。  また、ここ近年の学校統廃合によりまして学校数が減少し、学校長、教諭ともに特別支援学級設置校に限定しての委員を選定するということが難しくなりつつある現状があります。また次年度に特別支援学級が設置されることが予想される学校の教職員が委員になることも必要となりますけれども、現規則では委嘱はできにくい現状にございます。さらには通級学級に在席する支援の必要な児童生徒も多いということから、特別支援学級設置の有無にかかわらず志摩市の学校全体として就学を考えていく必要が現在ございます。そういったことから委嘱する職員について変更を行うために第３条のところ特別支援学級設置校校長代表２人となっていましたところを、校長会代表の２人というふうにかえさせていただきまして、それから第４号の特別支援学級担当教諭というところを、特別支援学級担当教諭又は特別支援教育コーディネータ―というふうに追加させていただくということで改正を行っております。以上が改正点でございます。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  済みません、一部訂正がございます。第１条で説明させていただきました、４０ページですけれども、第１条の３行目のほうで、現行が就学指導委員会といっておりまして、改正案に志摩市就学支援委員会となっておるんですけれども、この部分は就学指導委員会のままでございますので御訂正いただきますようよろしくお願いします。  ほか、委員の方々、お気づきの点はないでしょうか。事務局もよろしいか。  はい。  質疑はないようですので、採決に移ります。  議案第５２号につきまして、承認される方は挙手を願います。  （全員挙手）  はい、全員挙手ということで、議案第５２号は可決されました。  **議案第５３号　志摩市立小中学校学習研修等補助金交付要綱の一部改正（案）について**  日程第１２に入っていきます。  議案第５３号　志摩市立小中学校学習研修等補助金交付要綱の一部改正（案）についてを議題とします。  事務局より説明をお願いします。  議案第５３号　志摩市立小中学校学習研修等補助金交付要綱の一部改正（案）について御説明を申し上げます。  ４４から４５ページの新旧対照表で御確認いただきたいと思います。  今回の改正につきましては、まず小学校の交換学習補助金につきまして、学校統合等によりまして小規模の学校がなくなったということで現在、交換学習が実施されていないということでございます。そのため、要綱のほうを整理させていただきまして、当該補助金について削除させていただくということが1点でございます。また、中学生が現在行っております職場体験学習につきましては、従来委託事業でさせていただいてきていましたが、授業の目的や性質上、補助金として取り扱うということでこの補助金のほうに追加させていただくという内容の改正でございます。  以上につきまして、よろしくお願いします。施行につきましては、平成３１年４月１日ということでございます。  はい、質疑はございませんか。  （特になし）  質疑はないようです。では、採決に移ります。  議案５３号について、承認される方は挙手を求めます。  （全員挙手）  はい、全員挙手ということで議案第５３号は可決されました。  **議案第５４号　平成３０年度一般会計補正予算（第５号）（案）について**  日程第１３　議案第５４号　平成３０年度一般会計補正予算（第５号）（案）について議題とします。  本案について、事務局から順次説明を求めます。  教育総務課長、学校教育課長、生涯学習スポーツ課長の順に説明をお願いします。どうぞ。  教育総務課です。資料をごらんください。  平成３０年度１２月補正第５号予算（案）の歳入から説明をさせていただきます。  教育総務課の１番で、寄附金の補正がございます。こちらにつきましては、浜島町の篤志家の方が１００万円で保育所、幼稚園、小学校、中学校へ寄附いただけるということで、その分の小学校、中学校の分ということになります。補正要求額は６９万９，０００円、予算現額は１，０００円頭出しをしておりましたので寄附金として７０万円の予算とさせていただきます。  続きまして歳出です。  歳出、教育総務課の１番からです。まず、海外留学応援奨学金給付事業につきましては、前回特別奨学生の承認をいただくときにお話をさせていただきました。留学一般奨学生が夏休みに留学をした分の事業費が９人で２１５万４，０００円です。前回、特別奨学生の承認をいただいたのが１０人で１５０万円、現計予算額３００万円に対して事業費として３６５万４，０００円必要になるということでの補正要求額６５万４，０００円になります。次に、２番の小学校管理運営費と４番の中学校管理運営費、それぞれ施設修繕料で２７４万と中学校は１０７万３，０００円を計上させていただいております。こちらにつきましては、学校で緊急的に起こる修繕に対応するための経費ですが、今年度はブロック塀や台風被害で、支出することが多かったということで、今後、遊具や消防の設備点検について、毎年行われている中での指摘事項への対応や、緊急的に行われなければいけない修繕の費用でそれぞれ補正をさせていただきます。次に３番の小学校備品購入経費につきましては、先ほどいただいた寄附から浜島小学校の備品購入ということで、こちらは浜島小学校への配当ということで浜島小学校のほうで備品を購入していただくという形になります。続いて５番の、浜島中学校エレベーター設置事業です。これは今年度当初予算で浜島中学校のエレベーター設置工事の実施設計、設計業務を委託しておるところでございますが、入学を予定している子どもの情報をいただく中で、浜島中学校の西門から入った中で生徒昇降口へ行くまでの階段や校舎２階から体育館への渡り廊下の階段に、スロープが必要ということと、多目的トイレの設置等の必要性が出てまいりましたので、こちらにつきましても実施設計を行っていきたいということで、１９９万８，０００円の補正を要求します。教育総務課は以上でございます。  はい、続きましてどうぞ。  続きまして学校教育課です。歳入につきましては提示をさせていただいておりません。歳出のほうに参ります。  まず小学校学費一般経費につきまして、高熱水費で１２１万円補正予算をあげさせていただいております。これは小学校への空調機設置により、９月等の稼働による増額分ということで本年度市内小学校への空調設備設置が行われましたが、例年にない猛暑に見舞われたということから９月に空調機器を稼働させていただきました。それに伴いまして電気料金が発生したということ、それから冬季につきましてもことしの４月に環境衛生の基準のほうで子どもたちに対する温度環境のほうの基準が変更になりまして、目安とする温度環境が１７度から２８度というふうに変更されたことにも伴いまして、冬季の電気、暖房のほうを入れるということで電気代を考えております。それらを含めまして１２１万円という増額で計上しております。それから小学校介助員等配置事業については、１７９万５，０００円の増額ということでございます。内訳ですけれども、当初予算編成時には鵜方小学校の特別支援学級への児童の在席は１７名で予定しておりましたけれども、その後２名の追加がございました。全部で１９名が在籍することになりましたので、それに対応するため介助員を１名増員する必要があるということでございます。１名分の増加とさせていただいております。続きまして、小学校児童送迎事業です。１６万２，０００円の増です。これにつきましては、坂崎地区におきましてタクシーによる児童送迎を行っておりますけれども、比較的通学距離が長い児童が利用されることになったということから、当初予算で見込んでおったものよりも費用が必要になってきたということから、１６万２，０００円の増額をさせていただいております。続いて、中学校学事一般経費です。こちらにつきましては先ほどの教育総務課からの説明がございましたが、浜島町における篤志家の方から寄附をいただいたということで、そのうち３５万円分を中学校のほうに充てさせていただくということでございます。中身については消耗品として取り扱いをさせていただくということでこちらのほうに計上させていただいております。中学校介助員等配置事業です。こちらのほうは中学校の介助員１名減をさせていただいております。理由につきましては、当初予算時におきまして各学校のクラス編成等がまだ決まっていない状態の中で介助員の割り当てを行ってきましたけれども、文岡中学校におきまして特別支援を要する生徒が、知的障害の生徒９名、自閉症・情緒障害の生徒５名ということで特別支援教室が２クラスになる予定で進めていたわけですが、県の判断で３クラスになり、１名の支援担当者が増えたことから介助員１名を減らすことができまして、１７９万４，０００円を減させていただくというものでございます。補正予算につきましては以上でございます。  済みません、それから別紙になるんですけれども債務負担行為を補正であげさせていただいております。  まず一つ目が、スクールバス運行管理事業ということで鵜方小学校、文岡中学校スクールバス運行業務委託、限度額が３，７７７万２，０００円ということで各年度の事業費については表の記載のとおりでございます。これにつきましては、平成２８年度から続けておりますスクールバスによる鵜方小学校、文岡中学校への送迎にかかる費用でございます。複数年ということで平成３０年度から平成３３年度の委託契約ということを報告させていただいておりまして、この債務負担行為にあげさせていただいたということでございます。それから次のページですけれども、同じくスクールバスで磯部小学校スクールバス運行管理業務につきましては限度額１，３９９万１，０００円ということで平成３０年から平成３３年度までという期間で設定をさせていただくということでございます。こちらは磯部町成基地区から磯部小学校へ通学される児童の送迎のためのスクールバスの運行管理業務ということでございます。各年度につきましては記載のとおりでございます。３つ目が、東海小学校、東海中学校スクールバス運行業務委託としまして、５，２９７万４，０００円を計上させていただいております。期間につきましては平成３０年から３１年度で平成３１年度の運行管理業務にむけたものでございます。これは学校統合によりまして、東海小学校と東海中学校への児童生徒送迎にかかる費用ということでスクールバスをバス運行会社のほうに運行委託するというものでございます。それから４つ目が、外国語指導助手派遣事業でございます。英語指導助手業務委託料ということで、５，０６５万４，０００円を計上させていただいております。期間につきましては平成３０年から平成３３年度まで、各年度につきましては記載のとおりの金額でございます。内容につきましてはＡＬＴの小中学校への派遣業務の委託料でございます。それから５つ目につきまして、小学校の児童送迎業務委託料でございます。限度額につきましては２６２万３，０００円ということで平成３０年、平成３１年度、金額につきましては記載のとおりでございます。中身につきましてですけれども、磯部町の坂崎地区からのタクシー送迎が一つと、それから来年度につきましては現在学校統合が完了しまして、各統合された地区からスクールバスとかスクールタクシーとかで児童生徒が通学しているわけですけれども、統合後、再度通学手段も含めて一度整理させていただきました。その中で、大王地区の波切、ともやま地区に住んでいるお子さんについては、学校から遠距離に住んでいるにもかかわらず公共機関等、通学に対する利用するものがないということがわかってきまして、そこで対応していくために坂崎地区と同様にスクールタクシーを充てていきたいということで児童送迎事業のなかに含ませていただくというものでございます。それから１枚めくっていただきまして中学校の生徒送迎事業。限度額３１７万円ということで年度は平成３０、３１年度、金額については記載のとおりでございます。こちらにつきましては、以前より的矢、三ケ所、渡鹿野地区から通われる文岡中への通学生徒に対する送迎用のタクシー費用ということ、それから３０年度から東海中学校へ安乗地区から通う生徒がおりますので、それに対するタクシーの費用の委託料ということで上げさせていただいております。基本的にはスクールバスが運行されておりましてそれを利用していただいておるわけですけれども、渡鹿野地区におきましては定期バスということでございますけれども、土日とか平日におきましても委員会等スクールバスの時間からずれて登下校されるということがございますので、それに対応するための経費でございます。以上が、債務負担行為の説明でございます。よろしくお願いします。  生涯学習スポーツ課です。よろしくお願いいたします。資料をごらんください。生涯学習スポーツ課の１番でございます。雑入でございます。こちらにつきましては、三重県緑化推進協会樹木補助事業助成金の４７万５，０００円の収入というものでございます。内容につきましては神路ダム奥の天岩戸付近に志摩市指定の天然記念物「家建の茶屋跡のオオシマザクラ」がございます。そちらのほうなんですけれども、平成３０年６月に恵利原地区から枯れ枝やコケが目立つようになってきたので樹木医に見ていただいたところ病気であるということがわかり、それについて対応をお願いしたいということがございました。三重県緑化推進協会の樹木保護事業助成金を利用して対応を検討していたところ、１０月２０日に要望の４７万５，２００円で交付内示がありましたので追加計上をした４７万５，０００円の歳入でございます。  続きまして、歳出のほうになります。１番、文化財保護一般経費につきましては、先ほど御説明させていただきました「家建の茶屋のオオシマザクラ」の補助金につきまして、こちらの事業を行うということで修繕料に４７万６，０００円を充てるということでございます。２番、文化財保護補助金、県指定文化財補助金としまして９万９，０００円ございます。こちらにつきましては磯部町の五知、福寿寺に保管されております県指定文化財「如来形座像懸仏」について福寿寺の護持会から平成３０年２月に住職のいない無人のお寺であることより文化財の防犯の要望が上がりまして、平成３０年５月１０日に三重県教育委員会に要望をしていましたところ、今年９月末に今年度実施するというようなことがございましたので、そちらの補正予算となります。内容としましては、防犯カメラ４台、ブザー１台を設置することになります。全体の事業費につきましては３９万７，０００円でございます。そのうち県補助がその半分の１９万８，０００円、そして護持会が負担していただく分が１０万円、そして県の補助要綱に基づきまして志摩市の負担が９万９，０００円ということで、こちらにつきましては補助金としまして９万９，０００円の支出ということを追加させていただいております。続きまして、３番から７番まで同一事業で民俗文化財伝承・活用等事業でございます。これにつきましては国の補助事業となっております。国保事業の民俗文化財伝承・活用事業ということで国登録有形民俗文化財、志摩半島の生産用具及び関連資料整備事業ということで、志摩市の迫塩のほうに収蔵されております３，８２８点の出土品につきまして、そちらの資料整理を行うということでございます。その計画の中で今年度１，２００点を整理していたところ、進捗が思いのほか進まず、その手法、工法等を変更するということになりました。といいますのが、今までは手書きで作業員の皆さんが出土品を全部書き写すという、でもこれが最もベストな手法なんですけれども、その手法でやっていますと間に合わないということが会議のほうで確認されました。その中で今後スピードを上げていくというようなことで工法を検討していく結果でございます。３番のこちらにつきましては学芸員等の勤務日数、これにつきましては学芸員を作業員に、学芸員さんも作業を行っていただくということで学芸員の立場から作業員のほうに変更ということで、２７万２，０００円の減額。続きまして、４番の調査指導の回数、実測図作成謝礼の追加及び増額につきましては、先ほど学芸員さんに作業に入っていただくということ、現場に入っていただくということで１５万４，０００円の増額。続きまして、調査指導回数の増加による補正ということで、こちらにつきましては作業員さんが当初見込みのときにどちらの作業員さんになられるかということがあったわけですが、今回磯部の方になられたということでそちらの方の費用弁償ということで５，０００円の増額。続きまして消耗品としまして、こちらにつきましては作業の変更によりまして写真撮影の工法をとりましたので、写真撮影等に必要な消耗品の増額ということで２万８，０００円の増額です。  続きまして、コピー使用料につきましては作業工法の変更によりまして、撮った写真を加工するということでカラー写真を利用した実測図作成を行うことになり、カラーコピーを使用することになったための増額としまして８万５，０００円の増額でございます。続きまして８番、９番、阿児アリーナ管理運営費でございます。８番のほうから御説明させていただきます。８番につきましては光熱費の増額でございます。こちらにつきましては今年度、阿児アリーナのほうで２名の熱中症で倒れる方が出たということがありまして、その後、阿児アリーナの職員が小まめに体育館の使用の中でエアコンまではいかなったけれどもファンを回したということと、阿児アリーナの運営の中で約４０％が手数料の減免団体であるということ、ことしの夏は非常に暑かったということで、１７８万７，０００円の補正をお願いしたいということでございます。続きまして、阿児アリーナ管理運営費の中で、ふるさと公園トイレ小便器センサー修繕による増額ということで、阿児アリーナの西側にあります公衆トイレのセンサー、これは４つのうちの自動センサーですけれども、こちらにつきまして現在不具合が起きておりまして、人がいないのに水が流れっ放しになってしまうというような現象が起きております。こちらにつきましてこれの修理のために２６万円の増額でございます。続きまして、図書館管理運営費の光熱費７５万８，０００円でございます。こちらも電気代の増額ということで、利用者の今年度につきましては若干早い時期からエアコンを入れさせていただいて遅めまでエアコンを入れさせていただいた結果ではないのかなということで記載させていただいております。その結果７５万８，０００円の増額ということでございます。  生涯学習スポーツ課の支出目の総額につきましては、３３８万円の増額をお願いしたいと考えています。もう一つ、先ほどの債務負担見積書の資料の中の最後のページでございます。こちらにつきましては、国民体育大会準備経費としまして委託料で開催競技の設計業務委託料を今年度準備いたしておりました。１２月にプロポーザル方式によりまして発注を現在見込んでおるわけですが、トライアスロン競技、各競技におきまして、いろいろまだ三重県から国に至るというところで変更点がたくさんございまして、現在発注になってしまったということでございます。またこれにおきましては実行委員会専門委員会等での連絡、調整も含めて行うということで、一括で発注することで３０年度、３１年度をまたぐことによりまして精度の高い計画ができ、金額的にも非常に安価に上がってくるということがわかりましたので、今年度繰り越しを要望するということでございます。以上でございます。  はい、まとめて説明をしていただきました。質疑はございませんか。  （特になし）  質疑がないようです。採決に移ります。  議案第５４号につきまして、承認される方は挙手を求めます。  （全員挙手）  はい、全員挙手ということで、議案第５４号は可決されました。  **議案第５５号　指定管理者の指定について**  続きまして、日程第１４　議案第５５号　指定管理者の指定についてを議題とします。  それでは、事務局より説明をしてください。  生涯学習スポーツ課です。それではよろしくお願いいたします。  本議案は志摩市志摩総合スポーツ公園及び志摩市志摩Ｂ＆Ｇ海洋センターの指定管理者を地方自治法第２４４条の第６項の規定により、志摩市議会の議決を求めるに当たり、定例教育委員会の承諾をお諮りするものでございます。指定管理者となります団体は既に指定管理を本会で３期目を迎えます、三重県志摩市志摩町布施田１１０１番地、志摩市志摩Ｂ＆Ｇ海洋センター内に事務所を持つ非特定営利法人志摩スポーツクラブに平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までの３年間の指定管理に関する債務負担行為をお認めいただきますようお願いいたします。金額につきましては、志摩市総合スポーツ公園及び志摩市志摩Ｂ＆Ｇ海洋センターの合計で６，１８３万４，０００円でございます。以上です。  質問はございませんでしょうか。よろしいですか。  （特になし）  質疑ないようです。では採決に移ります。  議案第５５号につきまして、承認される方は挙手を求めます。  （全員挙手）  はい、全員挙手ということで議案第５５号は承認されました。  **その他協議案件について**  続きまして、日程第１５号に入っていきます。  その他協議案件につきまして、各課からの報告を求めます。教育総務課から順番に報告をしてください。どうぞ。  教育総務課です。５７ページをごらんください。  教育総務課の行事予定でございます。  １１月２１日、明日ですけれども３１年度の三重大学教育学部推薦入試の面接を行う予定をしております。お一方、志願をされる方がいらっしゃるということで明日面接をお願いしております。教育長、職務代理者、志摩小学校長に面接官をお願いいたします。同じく１１月２１日の１１時半から志摩のふるさと給食を大王小学校で行います。こちらにつきましては毎年度、一度、教育委員の皆様にも給食を食べていただいているんですけれど、今年度につきましては生産者交流会を大王小学校で行っておりますので、そちらのほうをごらんいただくのとあわせてお願いしたいと思います。１１月２７日、教育委員会の第３回臨時会を開催する予定をしております。こちらにつきましては森委員のほうが１１月２４日で今期の任期が終わるんですけれども引き続きお願いしたいということで、１０月３１日の臨時議会で議会の同意もいただきました。１１月２７日、朝から市長のほうから委嘱をいただきまして、２７日の臨時会で職務代理者と席次等についての決定をさせていただく予定をしております。明日の三重大学推薦入試の方の推薦をするかどうかという決定も教育委員会の中でする予定をしておりますので、２７日の臨時会で合わせて行いたいと思っております。次に、１２月２０日に次回教育委員会第１２回定例会の予定をしております。場所につきましては４０５会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。  はい、どうぞ。  学校教育課です。  まず、１１月２３から２５日の金曜日から日曜日、鳥羽志摩児童生徒作品展が行われます。場所につきましては阿児アリーナのほうで開催いたします。１１月２８日水曜日１０時からということで志摩市私立学校審議会４０１会議室にて行われます。こちらのほうは代々木高校に関する学校評価等の審議になります。１１月２７日、火曜日ですけれども１５時３０分からしまふれあい人権フォーラムの第２回実行委員会が４０３、４０５会議室にて行われます。１１月３０日金曜日、１５時から鳥羽市、志摩市における小中学校の土曜日の授業協議会が磯部生涯学習センターのほうで開催されます。１２月４日火曜日、１４時から１５時３０分、平成３０年度第４回志摩市総合教育センター設立準備委員会が４０１会議室のほうで開催されます。１２月６日木曜日、１３時３０分から１５時４０分の予定で、しまふれあい人権フォーラム（小学校の部）が阿児アリーナにて開催されます。同じく１２月６日の木曜日ですけれども、午前・午後ということで夢の教室、こちらのほうは東海小学校のほうで開催されます。夢の教室につきましては、スポーツ選手等に来ていただいて児童に対して生きがいについて講演をしていただくものでございますけれども、今回は東俊介さんというハンドボールの選手に来ていただく予定をしております。この方は石川県出身で高校３年生のときにインターハイと国体に出場されております。Ｕ１８日本代表にも選出された方でございまして、全日本実業団選手権や日本ハンドボールリーグ、全日本総合選手権などを制覇されている方ということでございます。アテネオリンピックのアジア予選や世界選手権アジア予選なども数々国際大会に出場されているということですので、いろいろとお話が聞けるのかなと思っております。それから１２月７日金曜日、１３時３０分から１５時４０分、しまふれあい人権フォーラム（中学校の部）が阿児アリーナで開催されます。以上でございます。  はい、どうぞ。  生涯学習スポーツ課の予定について御説明させていただきます。  １１月２５日、日曜日ですが、午後１時から午後３時まで講演会「伊勢参宮名所図会」を読むということで、磯部生涯学習センターの２階多目的ホールで開催されます。１１月２６日、月曜日午後７時から、平成３０年度第１回志摩市スポーツ推進審議会が阿児アリーナの第１会議室で開催されます。１２月２日、日曜日は午前９時から１２時までということで、文化遺産総合活用推進事業「立神里の文化財を巡る散歩径」ウォーキングとしまして、立神四季物語実行委員会主催でこちらが開催されます。立神ふれあいセンター及び立神地区内ということでございます。  同じく１２月２日日曜日、午後２時から午後３時半までということで、志摩市歴史民俗資料館講座としまして「片田と円空」という題で、片田共同福祉施設のほうで開催されます。１２月８日土曜日ですが、午前９時受付１０時開始となっておりますが、第１２回美し国三重市町対抗駅伝志摩市代表選手の１次選考会が志摩Ｂ＆Ｇ海洋センターのグラウンドで開催されます。これにつきましては、前年度までは磯部のふれあい公園のほうで行われておりましたが、今年度は志摩Ｂ＆Ｇ海洋センターのグラウンドで行うと変更になっております。生涯学習スポーツ課のほうは以上になります。  はい、一括して説明をしていただきました。何か質疑がある方。  はい。  はい、どうぞ。  学校教育課の行事予定の中で、１１月２３日から２５日の鳥羽志摩児童生徒作品展とありますけれども、これは多分幼稚園児も今年も作品を展示していると思いますので、鳥羽志摩幼児児童生徒作品展というのが従来どおりかと思います。  そうですね。  幼児も入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。  すみません。名称ですね。  何か名称がかわりましたか。  名称がですね、この表記で記入させていただいていますけれど、子ども作品展と変更になりました。  子ども作品展にかわりましたか。ちょっとそこまでは確認していません。  ごめんなさい。表記ミスかもわかりません。  確か幼稚園児も出展はしていると思いますので、よろしくお願いします。  もちろん幼稚園児も出品していただいております。  ほかの方でよろしいですか。  （特になし）  特になさそうですので、これで全ての案件は終わったようですが、その他協議報告案件というのはほかにないでしょうか。  はい、お願いします。  はい、どうぞ。  今、インフルエンザの学校の様子はいかがでしょうか、お伺いします。  学校教育課から説明させていただきます。  鵜方小学校の６年生、１クラスですが、昨日の時点で３人のインフルエンザの患者が出たということで学級閉鎖を今日１１月２０日から１１月２２日まで行うと連絡が入っています。それと、先ほどの情報は昨日の朝入った情報ですけれども、きのうの最終の段階ではまた鵜方小学校で１名ふえてインフルエンザの患者が４人になりました。その他の場所では大王幼稚園が１名インフルエンザが出ていまして、インフルエンザにかかっている子どもがトータルで５人ということになっている状況です。  ありがとうございます。  ほか、よろしいでしょうか。それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。次回の教育定例会は１２月２０日木曜日、午前９時から４０５会議室で行います。以上で、平成３０年第１１回定例教育委員会を閉会します。御苦労さまでした。 |